

令和8年度シニアジョブステーション滋賀就労支援業務にかかる プロポーザル実施要領

1 趣旨

人口減少、少子高齢化の進展による県内企業の労働力不足の課題に対応するため、現在、職に就いていない中高年齢者を掘り起こして就労意欲を喚起し、中高年齢求職者の就労支援および企業の人材確保を支援する「シニアジョブステーション滋賀」において、求職者および企業双方に対する総合的な支援を実施する。

「シニアジョブステーション滋賀」においては、中高年齢者を対象とした、カウンセリングから求人情報の提供・職業紹介までをワンストップで実施する個別相談窓口「シニア相談コーナー」および県内企業を対象とした人材確保・人材活用に向けた職場環境改善アドバイスや職場定着支援を行う「企業相談コーナー」を運営する。

運営にあたっては、大津公共職業安定所が運営する「ハローワークコーナー」と連携を図りながら行うこととし、もって県内企業の人材確保を支援することを目的として当業務を実施する。

上記事業を、民間事業者の知見やノウハウを活用して実施するため、プロポーザル方式により事業者を募集する。

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 予定価格

22,794,000 円（消費税および地方消費税を含む）

4 契約期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められ、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目：希望営業種目に「大分類：役務」「中分類：諸サービス」または「中分類：その他役務の提供」が登録されていること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

6 企画提案書の作成

(1) スケジュール

項目	日程
公告	令和8年3月6日(金)
参加申込および実施要領等に関する質問受付期限	令和8年3月17日(火)午後5時まで
質問に対する回答期限	令和8年3月18日(水)を目途に回答
企画提案書受付期限	令和8年3月23日(月)午後5時まで
プロポーザル審査会	令和8年3月25日(水)(予定)

(2) 参加申込書および質問票の受付、回答

ア 参加申込書および質問票受付期限

令和8年3月17日(火)午後5時(必着)

・受付時間：午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

イ 提出方法

プロポーザルの参加にあたっては、参加申込書(様式1)を、質問事項がある場合は質問票(様式2)を、「10 問合せ先・提出先」宛て、持参、郵送(簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法)、電子メール(送信後に、必ず電話により到着を確認すること。)のいずれかの方法で提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、質問内容を取りまとめ、令和8年3月18日(水)を目途に参加申込があった全事業者に電子メールにより回答する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類・提出部数

○企画提案書(様式3および様式3別紙) 5部(正本1部、副本4部)

・企画提案書には、様式3別紙に記載する各項目に関する企画提案を記載すること。

・企画提案書は、1者につき1件とする。

○添付書類

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各1部、企画提案書と同時に提出すること。ただし、①、⑥、⑧は省略できることとする。

①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

③高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所写し

④障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- ⑤障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- ⑥「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- ⑦障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑧「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑩「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、i については、審査登録機関の証明書の写しを、i 以外については、認証、登録証の写し
 - i 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ii 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - iii 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - iv 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時（必着）

・提案書受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

ウ 提出方法

「10 問合せ先・提出先」まで持参または郵送で提出すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法」によることとし、令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時必着とする。

7 プロポーザル審査会

(1) 開催日時

令和 8 年 3 月 25 日（水）予定

・プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に連絡する。

(2) 開催場所

滋賀県庁本館 1-D 会議室

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20 分以内 評価委員からの質疑 15 分以内

(4) 参加人数

4 名以内とする。

8 提案の審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

審査は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課が設置する審査会が行う。

なお、提案書の評価にあたっては、次の評価項目に基づき、プロポーザル審査会参加者による提出書類およびプレゼンテーション内容の評価により選考する。

審査の結果、予定価格の制限の範囲内で、総合点が最も高い者を契約締結交渉の相手方として選定する。

ただし、総合点が満点の6割に満たない場合は、契約候補者としない。

番号	評価項目	着 眼 点	評価点
1	整合性	・企画内容が県の意図する目的および仕様と合致しているか。	6
2	実現可能性	・実施体制は十分か。専門性やノウハウの発揮が期待できる体制か。	15
		・類似の事業実績の有無	5
3	提案内容の 具体性・独創性	・求職者および企業の相談窓口の運営は、具体的な提案となっているか。また、事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取り組みが行われているか。	25
		・出張相談やセミナー、就職面接会等の各事業の実施は具体的な提案となっているか。また、事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取り組みが行われているか。	12
		・広報・PR等は、実施方法やその考え方など、具体的な提案となっているか。また、事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取り組みが行われているか。	12
4	効率性	・各コーナー間や事業間の連携が図られ、効率的・効果的な実施が期待できるか。 ・広報・PRの方法等は効率的・効果的な方法で提案されているか。	8
5	経費見積りの妥当性	・業務内容に見合った経費が見積もられているか。 予定価格の80%未満 …評価点の満点 予定価格の80%以上 85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上 90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上 95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上 …評価点の満点の10%の点	10
6	県内事業者	・県内に本店を有する事業者であること。	2
7		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
8		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
9		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。	1

	② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
10	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
11	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
総合点		100

(2) 審査結果

企画提案書を提出された全員に、審査結果を文書により通知する。

(3) 契約締結

上記(1)により選定した相手方と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）に基づき、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等に基づき、企画提案書の内容について一部変更する場合がある。

なお、協議が不調となった場合は、次点の者を契約締結交渉の相手方とする場合がある。

9 注意事項

(1) 本事業は地域未来交付金事業の採択の状況により、延期または中止する場合がある。

(2) 企画提案に要する費用は提案者負担とする。

(3) 提案された書類は返却しない。

(4) 企画提案書等が次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

① 提案に対して不正があったとき

② 提出書類に虚偽の記載があったとき

③ 必要事項が確認できないとき

④ 必要事項が記載されていないとき

⑤ その他、公募型プロポーザルに関する条件や指示した事項に違反したとき

(5) 企画提案書を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等はできない。

(6) 地方自治法や県の財務規則をはじめとする諸規程を遵守すること。

(7) 本事業の状況や成果については、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

(8) 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語お

よび日本国通貨とする。

(9) 委託料については、原則として事業終了後提出を受けた請求書に対して支払うものとする。なお、県が必要と認める時は、概算払できる場合がある。

10 問合せ先・提出先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとつくり推進室 (担当：羽生)
(滋賀県庁東館4階)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3767

FAX：077-528-4873

E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp